

船橋市児童福祉審議会運営要綱（案）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、船橋市児童福祉審議会条例（令和 8 年条例第 8 号。以下「条例」という。）

第 7 条の規定に基づき、船橋市児童福祉審議会（以下、「審議会」という。）の会議の運営に関し必要な事項を定める。

（部会の設置及び運営）

第 2 条 条例第 6 条第 1 項により設置する部会及び各部会が所掌する事項は、別表に定めるとおりとする。

2 条例第 6 条第 7 項に基づき、部会の会議の議決は、これをもって審議会の会議の議決とする。

3 条例及びこの要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

（臨時の部会）

第 3 条 前条に規定する部会のほか、審議会は、調査審議に係る事項の専門性等に応じて臨時に部会を設置することができる。

（委員等の除斥）

第 4 条 委員及び臨時委員は、自己に直接の利害関係のある事項については、その議事に加わることができない。ただし、審議会又は部会の同意があった場合は、審議会又は部会に出席し、発言することができる。

（要綱の軽微な改正）

第 5 条 法令改正による条番号の変更その他の運営に支障のない本要綱の軽微な改正については、委員長において専決することができる。

2 前項の規定により本要綱を改正したときは、委員長は次の審議会に報告するものとする。

附 則

この要綱は、令和 8 年 7 月 日から施行する。

別表

設置する部会	所掌事項
施設部会	(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の15第4項の規定に関する事項 (2) 法第35条第6項の規定に関する事項 (3) 法第46条第4項の規定に関する事項 (4) 法第59条第5項の規定に関する事項 (5) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第17条第3項の規定に関する事項 (6) 認定こども園法第21条第2項の規定に関する事項 (7) 認定こども園法第22条第2項の規定に関する事項 (8) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第3条の規定に関する事項 (9) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）第3条の規定に関する事項 (10) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第3条の規定に関する事項 (11) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）第3条の規定に関する事項 (12) 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）第3条の規定に関する事項
里親部会	(1) 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第29条の規定に関する事項 (2) 里親が行う養育に関する最低基準（平成24年厚生労働省令第116号）第2条第1項の規定に関する事項 (3) 養育里親（専門里親を含む。）及び養子縁組里親の登録に関する事項
権利擁護部会	(1) 法第11条第1項第2号りの規定に関する調査審議及び意見具申 (2) 法第27条第6項の規定に関する事項 (3) 法第33条の15の規定に関する事項 (4) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第13条の5の規定に関する事項 (5) 認定こども園法第27条の6の規定に関する事項
死亡事例等検証部会	(1) 児童虐待防止法第4条第5項に規定する児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析

	(2) (1)の分析に基づく児童虐待の予防、早期発見のための方策その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証
--	---